山貨災防発第５３号
令和５年２月１０日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部　支部長　　熊澤貞二
（公印省略）

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、労働局より案内がありましたので、お知らせします。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第８号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第５号）の施行により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第１項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三´―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に２年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなり、令和５年１月18日から施行されております。

つきましては、貴事業場の関係者におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、改正の内容等の周知していただきたくお願いいたします。

記

第１　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

１．改正の趣旨

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第67条第１項及び第２項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第23条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第53条第１項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際に又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、健康診断を実施する制度である。

改正政令は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に基づき同規則別表第一の二に掲げる疾病（業務上の疾病）に、三・三´―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）にさらされる業務による尿路系腫瘍が追加されたこと等を受け、専門家による検討の結果を踏まえ、安衛法第67条第1項の規定に基づき、健康管理手帳の交付対象業務を拡大するよう、安衛令に所要の改正を行ったものである。

2　改正の内容

(1)　安衛令の一部改正（改正政令本則関係）

都道府県労働局長による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、MOCA（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加したこと

(2)　施行期日（改正政令附則関係）

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

第2　労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

1．改正の趣旨

改正政令の施行に伴い、第1の2(1)の業務に従事していた者のうち、健康管理手帳の交付の対象となる者の要件を定める等の所要の改正を行ったものである。

2　改正の内容

(1) 安衛則の一部改正（改正省令本則関係）

健康管理手帳の交付の対象となる者の要件として、第1の2(1)の業務に2年以上従事した経験を有することと規定したこと。また、様式について所要の改正を行ったこと。

(2) 特定化学物質障害予防規則の一部改正（改正省令本則関係）

別表及び様式について所要の規定の整理を行ったこと。

(3) 施行期日（改正政令附則関係）

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。

また、改正省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。